

平成 30 年度

気候変動等に対応した  
海外遺伝資源の取得に係る枠組み構築委託事業

報告書

平成 31 年 3 月

アイ・シー・ネット株式会社

## 目次

第1章：はじめに.....	2
1.1 本事業の目的.....	2
1.2 平成30年度の実施内容.....	2
第2章：遺伝資源取得対象国の調査結果・交渉の進捗状況.....	4
2.1 スリランカ.....	7
2.2 ラオス.....	9
2.3 ロシア.....	11
2.4 キルギス.....	13
2.5 タジキスタン.....	15
2.6 インドネシア.....	17
2.7 ベトナム.....	19
2.8 ブラジル.....	22
2.9 アルゼンチン.....	25
第3章：海外遺伝資源関連勉強会・一般向け遺伝資源関連セミナーの開催.....	27
3.1 遺伝資源関連勉強会.....	27
3.2 一般向けの遺伝資源関連セミナー.....	28
第4章：検討会の開催.....	30

## 第1章：はじめに

### 1.1 本事業の目的

気温の上昇等による農作物の収量減少や品質低下等を軽減するため、高温耐性や病害虫抵抗性等を有する新品種の開発がより一層重要となっている。新品種の開発には植物遺伝資源が必須であり、植物遺伝資源が多様であるほど新品種開発の可能性が広がるため、海外の多様な植物遺伝資源の取得・利用を促進することは、多様な新品種開発の促進につながる。

海外の遺伝資源の取得・利用に関しては、2014年10月に「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書（Nagoya Protocol）」が発効（我が国においては2017年8月に発効）し、一部例外を除き、海外遺伝資源の取得・利用に当たっては、遺伝資源保有国の国内法令等に従うことが求められている。本議定書の発効により、生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献することが期待される一方、遺伝資源保有国では権利意識の高まりから自国の遺伝資源の持ち出しを規制する傾向がみられている。遺伝資源利用者にとっては、国ごとの遺伝資源関連法制度や取引慣行等の違いなどにより海外遺伝資源の取得・利用がしにくい状況にある。

本事業は、平成24年度から平成28年度にかけて実施された農林水産分野における遺伝資源利用促進事業（以下、「利用促進事業」という。）等により構築した遺伝資源関連枠組み等を踏まえながら、我が国の遺伝資源利用者が新品種の開発に必要な海外遺伝資源を取得・利用しやすい環境を整備することを目的としている。

### 1.2 平成30年度の実施内容

#### (1) 対象国の遺伝資源及び関連法令に関する情報収集、交渉等

今年度は、スリランカ、ラオス、ロシア、キルギス、タジキスタン、ブラジル、アルゼンチン、インドネシア及びベトナムの9カ国を対象とした。対象国における遺伝資源の取得・利用に関する制度や遺伝資源保有国の有する遺伝資源等を調査し、調査結果を国内遺伝資源利用者に情報提供した。また、対象国に対して、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する研修等を実施し、地球規模での遺伝資源の保全及び持続可能な利用に貢献するとともに、対象国との更なる関係構築を図った。各国に対する具体的な実施内容は以下のとおり。

スリランカ：制度等の調査、遺伝資源（特にナス、ニンジン）の取得・利用に関する交渉、育種技術に関する研修

ラオス：制度等の調査、保有する遺伝資源の調査、データベース整備に関する研修

ロシア：制度等の調査、共同探索に関する調整

キルギス：制度等の調査

タジキスタン：制度等の調査

インドネシア：制度等の調査、遺伝資源（特にナス、カリフラワー、サイシン）の取得・利用に関する交渉、特性評価

ベトナム：制度等の調査、遺伝資源（特にキュウリ）の取得・利用に関する交渉、特性  
評価

ブラジル：制度等の調査

アルゼンチン：制度等の調査

## (2) 遺伝資源関連勉強会の開催

海外の遺伝資源の取得・利用に関心のある企業、大学・都道府県・国立研究開発法人の遺伝資源取得交渉に携わる者向けの勉強会を3回開催した（平成30年8月、10月、平成31年3月）。今年度は、主にブラジルの遺伝資源の取得・利用に関する内容とし、ブラジルの遺伝財産取得関連法令とその運用のための電子システム（遺伝財産及び関連する伝統的知識国家管理システム：SisGen）について情報提供を行った。

## (3) 一般向けの遺伝資源関連セミナーの実施

企業、大学及び研究機関等の研究者及び一般育種家等、海外遺伝資源関連の知識の習得を希望する者向けに、「植物遺伝資源の利用促進セミナー～持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた地球規模での植物遺伝資源の保全・利用の取組～」と題したセミナーを平成31年2月6日に開催し、SDGsの観点も踏まえた海外遺伝資源の保全や持続可能な利用に関する講演やパネルディスカッションを行った。

## (4) 検討会の開催

上記の事業の実施にあたり、学識経験者、企業、関係機関等の有識者10名で構成する検討会を設置した。検討会は平成30年7月2日、12月12日、平成31年3月1日の計3回開催し、検討会委員より対象国での調査及び能力開発等の内容や実施方法、遺伝資源の取得・利用に関しての留意点などについて助言を受けた。